

(別添)

倉吉自転車競技場向け光回線整備業務仕様書

1 業務の名称

倉吉自転車競技場向け光回線整備業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、発注者が倉吉自転車競技場で鳥取県営フリーWi-Fi等を行うために必要となる光インターネットサービスの電気通信役務を享受できる光回線の整備を目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4 整備場所（位置図参照）

倉吉市桜字後口山 68-24 倉吉自転車競技場ほか

5 整備内容

本業務は、倉吉自転車競技場管理棟（以下「管理棟」という。）に近接する場所（管理棟への引込時に新たな電柱等を必要とせず引込み可能な場所）まで光回線を敷設し、受注者が鳥取県内等で提供する光インターネットサービスを含む電気通信役務（以下「インターネットサービス等」という。）を発注者が享受できる環境を整備する。

(1) 業務範囲等

ア 本業務は、管理棟までの光回線敷設を行うために必要な設計、関係手続、敷設作業、試験調整及び完成図書作成を範囲とする。

イ 受注者は、光回線敷設の起点を契約金額の範囲内で任意に定めること。

(2) 設計

ア 受注者は、新たな光回線の空中線路又は埋設管路等の設計に当たり、発注者及び関係機関と設計内容について十分に調整の上、設計図等の図書を作成し、設計が完了したときは、速やかに当該図書を発注者に提出すること。

イ 光回線の敷設ルートは、敷設作業期間、敷設コスト及び保守維持管理コストが最小となるよう検討し、設計を行うこと。

ウ 光ファイバケーブルの仕様

光ファイバケーブルの種別と芯線数は表1のとおり。その他の光ファイバケーブルの仕様は、受注者の社内基準による。

なお、倉吉自転車競技場周辺の携帯電話基地局整備等の公益的な事業で光ファイバケーブルの貸付け（IRU利用）の検討が可能となるよう、現用芯線及び保守管理用の芯線のほかに余剰芯線を8芯以上確保すること。

[表1]

ケーブル種別	シングルモード（SM）
芯線数	24芯（4芯テープ）以上

エ その他機器、材料の仕様等について

本業務で使用するウを除く機器、材料等の仕様については、受注者の社内基準等による他、特殊機材以外については原則 JIS 規格品を使用するものとする。

(3) 光回線敷設作業

ア 受注者は、当該光回線の敷設に必要な道路・河川・砂防占用の許可、既設電柱への添加・共架契約など、必要な手続きを自らの責任で行い、現地作業を実施すること。

イ 適用技術基準

(ア) 電気通信設備工事共通仕様書（令和8年3月）

(イ) 光ファイバケーブル施工要領（平成25年3月）

(ウ) 受注者の社内技術基準

- (エ) その他、国土交通省の公開する電気通信関係技術基準等
 ウ 作業にあたっては、関係法令に準拠し違法な作業は行わないこと。

(4) 各種試験調整

本業務における光回線敷設時の試験、調整及び検査等は、受注者の社内基準による。受注者は、業務完了報告書において、社内検査結果その他発注者が履行確認を行うために必要な資料を提出すること。

6 提出図書等

受注者は、適時発注者と協議し、次の図書を作成し提出時期までに発注者に提出すること。

なお、業務完了報告書は、業務完了時に紙媒体で発注者に提出すること。電子ファイルで提出が可能なものについては電磁的記録媒体（CD-R又はDVD-R）に格納して1部提出すること。

※電子ファイルは、Microsoft社のWord、Excel、PowerPointのいずれかの形式及びPDF形式（PDFファイル内の文字検索が可能なこと。）の2種類で提出すること。

提出書類	内 容	部数	提出時期
業務計画書	全体業務工程表、業務連絡体制図などを含むこと	1部	契約後速やかに
設計図書	現地作業詳細工程表、作業時の緊急連絡先、作業に係る安全管理計画、主要材料表、光回線のルート図（電柱番号入り）などを含むこと	1部	設計が完了し、現地作業開始前まで
業務完了報告書	完成図（光回線のルート図（電柱番号入り）、主要使用材料表）、社内検査結果資料、完成写真（作業前後が確認できるように整理されたもの）などを含むこと	2部	業務完了時
打合せ記録	－	1部	打合せのあった翌々日の開庁日
その他	発注者が必要とする関連図書及び資料	1部	発注者の指示による

7 特記事項

(1) 資料提供

ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

エ 発注者及び受注者は、アからウまでにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(2) 整備設備の管理

ア 受注者は、関係法令、許認可条件、共架契約及び受注者の社内基準等に従い、当該設備を適切に保守維持管理すること。

イ 発注者は、本仕様書に基づく履行確認及び本業務の目的達成に必要な範囲で、完成図書その他関係資料の提出を求めることができる。

(3) 業務完了後のサービス提供環境の維持

ア 受注者は、本業務で整備した光回線により、少なくとも本業務の完了後5年間は、発注者又は利用希望者が別途利用申込みを行うことにより、インターネットサービス等を提供可能な環境の維持に努めること。

イ アのインターネットサービス等の提供は、受注者の標準約款又はこれに準ずる条件に基

づくものとし、利用料金、契約条件、提供メニュー、保守対応等は、当該サービスの利用契約において定めるものとする。

なお、受注者は、周辺地域の一般家庭向けに提供されているインターネットサービス（品質や利用料等）と同等のインターネットサービスも発注者に対して提供できるものとする。

ウ 災害、法令・許認可上の制約、共架条件の変更その他受注者の責めに帰することができない事由により、アのサービス提供可能性の維持が困難となる場合は、受注者は速やかに発注者に報告し、対応方針について発注者と協議すること。

(4) 本業務に含まれない事項

本業務は管理棟に近接する場所までの光回線の整備を対象とするものであり、次に掲げる業務は本業務に含まない。

ア 発注者又は利用希望者と受注者との間で締結するインターネットサービス等の利用契約及びインターネットサービス等の利用料

イ 管理棟内へのアクセス回線の引き込み、LAN 配線、電源工事、Wi-Fi サービスの運用設計その他管理棟内設備整備

ウ Wi-Fi アクセスポイント、ルータ、スイッチ、認証機器等の設置、設定、調整及び運用保守

(5) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

8 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次の（ア）及び（イ）のいずれかに該当する場合は、アの承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

（ア）再委託の契約金額が本業務に係る委託料（以下、「委託料」という）の額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(3) 守秘事項等

ア 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 受注者は、本業務に従事する者並びに（2）により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイを遵守させなければならない。

エ 発注者は、受注者がアからウに違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ アからエは、本業務の業務期間（以下、「業務期間」という）の満了後又は本業務に係る契約の解除後も同様とする。

(4) 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、本業務に係る契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するとき

は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

(6) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(7) 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が本仕様書又は発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(8) 事故等発生時の対応義務

ア 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

イ アの場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

(9) 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（(10) ア又は(10) イの損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(10) 第三者に及ぼした損害

ア 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

イ アにかかわらず、アの賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

ウ ア及びイの場合、その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たる。

(11) 責任の制限

発注者と受注者双方の責めに帰することのできない理由により、受注者が本業務に係る契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は、当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。

(12) 完了報告及び検査

ア 受注者は、本業務を完了したときは、業務完了後10日以内に6の業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、アの業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに本業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

ウ 発注者は、イに基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

エ 受注者は、イに基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。

オ イ及びウは、エの再検査の場合において準用する。

(13) 委託料の支払等

ア 受注者は、(12)ウ（(12)オにおいて準用する場合を含む。）の通知を受理した後、発注者に委託料を請求する。

イ 発注者は、アによる正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を受注者に支払う。

ウ 発注者が正当な理由なくイの支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に

請求することができる。

(14) 違約金

発注者は、受注者が業務期間内に本業務を完了できなかったときは、遅延日数に応じ、委託料の額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

(15) 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

(16) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物がこの契約で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アにより発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイは、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(17) 任意解除

ア 発注者は、(18)又は(19)によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アにより本業務に係る契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。

なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(18) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が(ア)から(エ)のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本業務に係る契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく、(16)アの履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア)から(ウ)の場合のほか、本業務に係る契約に違反したとき。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(19) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が(ア)から(キ)のいずれかに該当するときは、直ちに本業務に係る契約を解除することができる。

(ア) 本業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) (ア)から(ウ)の場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(18)アの催告をしても本業務に係る契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(オ) 受注者又はその代理人若しくは使用人が本業務に係る契約に関して、私的独占の禁止

及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(キ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(20) 解除の制限

(18) ア及び(19) ア(ア)から(エ)までの場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(18)及び(19)による本業務に係る契約の解除をすることができない。

(21) 賠償の予定

受注者が(19) ア(オ)に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が本業務に係る契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(22) 専属的合意管轄裁判所

本業務の契約に係る訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(23) その他

ア 契約書の作成に当たり、8の一般事項を契約書に記載した場合は、当該事項を本仕様書から削除する場合がある。

イ 8の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該事項の趣旨を変えない範囲で用語を変更する場合がある。